

議案第 6 号

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例

野田市留守家庭学童保育所設置条例（昭和46年野田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表野田市立柳沢学童保育所の項中 「 38人 」 を 「 76人 」

に改め、同表野田市立柳沢第二学童保育所の項を削り、同表野田市立川間学童

保育所の項中 「556番地の9」を「934番地」に、 「 45人 」 を

「 40人 」 に改め、同表野田市立七光台学童保育所の項中 「126番地

の2」を「20番地の1」に、 「 42人 」 を 「 58人 」 に改め、

同表野田市立七光台第二学童保育所の項を削り、同表野田市立尾崎学童保育所

の項中 「 38人 」 を 「 76人 」 に改め、同表野田市立尾崎第二学

童保育所の項を削り、同表野田市立関宿中央学童保育所の項中 「 40人 」

を 「 80人 」 に改め、同表野田市立関宿中央第二学童保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

保育環境の改善及び運営の効率化を図るために直営による学童保育所と委託による第二学童保育所の運営を一本化すること、並びに児童の安全を確保するために学校敷地外の学童保育所を校舎内に移設することに伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市留守家庭学童保育所設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市留守家庭学童保育所設置条例(昭和46年野田市条例第6号)

改 正 案			現 行		
(名称、位置及び収容定員) 第2条 学童保育所の名称、位置及び収容定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び収容定員) 第2条 学童保育所の名称、位置及び収容定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	収容定員	名称	位置	収容定員
(略)			(略)		
野田市立柳沢学 童保育所	(略)	<u>76人</u>	野田市立柳沢学 童保育所	(略)	<u>38人</u>
(削る。)			野田市立柳沢第 二学童保育所	<u>野田市柳沢 139 番地</u>	<u>38人</u>
(略)			(略)		
野田市立川間学 童保育所	<u>野田市中里 934 番地</u>	<u>40人</u>	野田市立川間学 童保育所	<u>野田市中里 556 番地の9</u>	<u>45人</u>
(略)			(略)		
野田市立七光台 学童保育所	<u>野田市七光台 20 番地の1</u>	<u>58人</u>	野田市立七光台 学童保育所	<u>野田市七光台 12 6番地の2</u>	<u>42人</u>
(削る。)			野田市立七光台 第二学童保育所	<u>野田市七光台 20 番地の1</u>	<u>58人</u>
野田市立尾崎学 童保育所	(略)	<u>76人</u>	野田市立尾崎学 童保育所	(略)	<u>38人</u>
(削る。)			野田市立尾崎第 二学童保育所	<u>野田市尾崎 1415 番地</u>	<u>38人</u>
(略)			(略)		
野田市立関宿中 央学童保育所	(略)	<u>80人</u>	野田市立関宿中 央学童保育所	(略)	<u>40人</u>
(削る。)			野田市立関宿中 央第二学童保育 所	<u>野田市東宝珠花 234番地1</u>	<u>40人</u>
(略)			(略)		